

青税連

1995.7.15

ZENKOKU AOZEILEN

- 三青会特集
- 税務行政手続を考える

107

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会 長 岩 田 俊 一 編集人 広報部長 木 島 裕 子

No. 107 CONTENTS 1995. 7

〈あなたは三青会を知っていますか〉

憲法擁護・人権救済の団体として——青法協弁学合同部会…………… 3～4

三青会と全青司……………全国青年司法書士協議会…………… 4

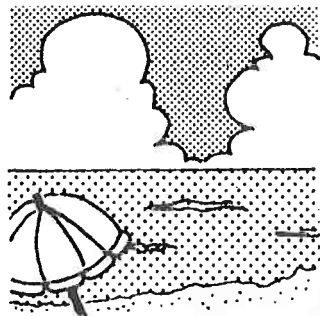
〈税務行政手続を考える〉

行政手続法が施行されて……………法対策部長 芥川 靖彦…………… 5～6

税務オンブズマン エリザベス・フィルキン氏の来日に際して
納税者権利憲章対策委員長 益子 良一…………… 7～8

1年間をふりかえって……………会長 岩田 俊一…………… 9

全青税写真館 ～1年をふりかえって～…………… 10



《特集》～あなたは三青会を知っていますか～

憲法擁護・人権救済の 団体として

——青法協弁学合同部会

青法協の創立

「[平和]それは、つねに人類の渴望してやまないものであります」で始まる設立趣意書のもとに、青年法律家協会（青法協）が設立されたのは1954年4月のことでした。

設立発起人の顔ぶれをみると、芦部信喜・加藤一郎・平野竜一・三ヶ月章…など、現在では学会の重鎮といわれるような方々が名を連ねています。そして、この1954年という年は、3月1日、第5福竜丸がピキニの水爆実験により被爆したり、7月1日、自衛隊が発足した年でした。いわば戦争の体験を貴重な糧として、当時再び浮上していた再軍備・憲法「改正」の動きに対して、全国の若い法律家が平和と民主主義を守ろうとして結成したのが、青法協なのでした。

司法反動の矢面に

かように護憲を旗頭に、全国の若い学者・弁護士・裁判官らで作られた団体ですから、一時は、司法修習生の半分以上が入会するのが当たり前といった状況になりました。

ところが、1967年以降、青法協＝左翼＝偏向裁判官というキャンペーンが始まり、最高裁による裁判官への強硬な脱会工作が進められ、続いて、裁判官志望の修習生の任官拒否（1970年4月）、宮本裁判官の再任拒否・坂口修習生の罷免（1971年4月）といった、青法協入会を実質的理由にした攻撃が続ききました。

これら青法協攻撃は、「司法反動」「司法の危機」として、単なる一団体の問題ではなく、社会問題となっていました。従って、「セイホウキョウ」という言葉も、善かれあしかれ、世間的な周知度を高めたのでした。

こうした中、青法協としても、公務員である裁判官と自由業である弁護士とが、単一組織のまま、様々な行動や声明をするのは、誤解を与えかねない部分があるとして、職能に応じた部会制をとる

ことにしました。これが、1970年7月のことで、以来、裁判官部会・修習生各期会・弁護士学者合同部会（弁学）と三つの部会に分かれて活動してきました（裁判官部会は1984年に分離独立）。従って、三青会として皆様とお付き合いさせていただいているのも、この「青年法律家協会弁護士学者合同部会」（青法協弁学）という長ったらしい名前になるわけです。

人権擁護の先頭に

では、今、青法協弁学は何をやっているのでしょうか。

「青年～」といっても年齢制限があるわけではなく、現在、会員数約2500名、全国の弁護士の2割弱を占めています。従って、弁護士の任意加入団体としては一番大きい団体といえます（もっとも、この間、修習生の会員が減少傾向で、組織存亡にかかわる悩みの種になっています）。また、支部は全国で35支部あります。

そして、最近の青法協といえば、埋もれた人権侵害事件の発掘をして救済を図るという面が強調されるでしょう。例えば、公害事件・医療過誤事件・クレジットサラ金問題などは会員弁護士が火付役となり、青法協の各種集会で取り上げることによって大きく社会問題化していった課題でした。

また、幅広い市民・市民団体と一緒に運動を作っていくのも青法協ならではです。例えば、全青司などと一緒にやっている裁判ウォッチングや何百人何千人もの参加者で埋まる憲法劇・憲法フェスティバルなどがその典型です。

そして、創設以来の課題である憲法問題についても、充分議論の場をつくした上で、小選挙区制反対決議や読売新聞憲法改正試案批判などを行っています。

三青会に期待すること

法律に関連する、異なる職能の団体が相互に意見を交わし、交流していくのは有意義なことだと思います。自分たちにとっては当たり前と思われること、例えば、裁判ウォッチングの有効性や納税者番号制・小選挙区制の不当性が、他の会に単純にすんなりと受入れられるわけではない、そうしたことを経験することによって、自分たちの

運動の不十分性を知ることができました。そして、少し苦勞するけど、やっぱりわかってくれるのも三青会の良いところです。

これからは、交流だけでなく、実践・共同行動の場にしていきたいと思っています。

(執筆) 青年法律家協会弁護士学者合同部会
事務局長 千葉 肇 (弁護士)

三青会と全青司

全国青年司法書士協議会

副会長 加藤 政 也

三青会は、全国青税、青法協と当協議会の友好団体三者で構成されていることすでにご案内のとおりです。独立した組織も事務局もない、連絡協議のためですが、各地での単位会や支部での三青会同様、全国規模での三青会の歴史も決して浅いものではありません。ただ最近まで数年間、多分に儀礼的なものとなっていたことも否めません。私も全青司での三青会の位置づけも、あまり積極的なものではなく、時々の情報交換や運動の協力要請というものでした。それが現在のように定期的な協議の場を持つようになったのは、全国青税執行部からの提案によるものでした。そしてその成果はめざましいものがあります。特に、私も全青司会員の納税者番号制の問題点に対する認識は、この協議の場を通して浸透していったのです。

納税者番号制という、その名称のために課税や納税に関する制度という意識があり、実はそれが国民背番号制そのものだという認識が私も司法書士になかったのです。そこで、再出発した三青会では、青年税理士連盟の皆様が取り組んでこられたこの問題を、共同事業として取り上げようという合意がなされ、「プライバシーと情報公開」の観点から検討することとしました。その後プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) が設立され、三会のメンバーが個人の立場でこれに参加協力することとなりましたが、残念ながら、三青会主催の行動や行事は未だ実現していません。是非とも国民の前に問題提起のできる場を設けたいと考えています。

ところで、この問題は、昨年秋になって私も司法書士にも直接関わる動きがありました。不動

産登記のコンピュータ化の新しい構想についての情報が入ってきたのです。登記情報のコンピュータ化自体は数年前から着手され、各地の法務局において「ブックレスシステム」化が進んでいます。しかしそれは、いわばカウンター内部の変化だったのですが、新しい構想では、申請方法を含めた不動産登記制度の根本に関わるものだというのです。しかもそれは、行政情報のネットワーク化(ナショナルデータベース構想)の一環として位置づけられており、そのネットワークの媒介として用いられるのが納税者番号なのです。それだけでなく、登記申請自体にも本人確認の方法として納税者番号が利用される可能性も示唆されています。この動きは、登記簿謄本や閲覧の時に納付する登記手数料がこの不況で伸び悩んでおり、これを財源とする登記のコンピュータ化が遅々として進まないこととも無関係とは言えない側面があるようです。法務省は、政府の進めるナショナルデータベース構想に乗って、登記のコンピュータ化を進めることで、一般会計からの予算を獲得しようとしているという見方もできるからです。この動きは、申請方式の変更やコンピュータ化を睨んだ登記所統廃合の問題など、不動産登記固有の問題もありますが、そこに潜むナショナルデータベース構想こそ、登記コンピュータ化の問題の本質であり、三青会で共同検討を進めてきた問題そのものでもあるのです。納税者番号制の危険性を何年も前から説いてこられた青年税理士連盟の皆様の見性には敬服いたします。おかげ様で今般の登記コンピュータ化問題に当たっては、私も全青司も直ちに問題の本質を捉えることができました。

さて私も全青司の役員となって、定例の協議会や三会それぞれの大会、総会の際に出席させていただく機会を得ました。そこでは、それぞれの専門性に根ざした問題について見聞を広めることができ、勉強させていただいていますが、同時に、同じような組織上の悩みを持っていることと、同じように情熱を持ったメンバーが運動を支えているのだということを知りました。

現在、全青司では三青会を会運営に不可欠なものとして位置づけ、年三回の定例会はもとより、日常的な情報交換を心がけています。今後も、より一層の緊密な情報交換と協議ができますよう、よろしく願いいたします。

《特集》～税務行政手続を考える～

行政手続法が施行されて

法対策部長 芥川 靖彦

はじめに

行政手続法が施行されて半年が経過した。税務署に行くとき「行政指導の責任者は〇〇税務署長です」と書かれたプレートが目につくようになった。行政手続法の対象となる税務行政指導も次第に明らかになってきている。全青税では役員研修会として、本年4月16日、三木義一立命館大学教授を招き「行政手続法の対象となる税務行政指導とその効果」を中心に研修を実施した。

レジュメに代わるやさしいテスト

三木先生の作成した質問に出席者が答える方式で研修は進んだ。そう、一人一人あてる眠くならないスタイルだ。

【質問】次の行為・発言のうち行政手続法の一部対象となると思われるものに○を、全面適用されるものに◎をつけて下さい。

1. 家屋の新築資金の出所についてお尋ねします。
2. 申告書に添付すべき内訳書が添付されていないので添付して下さい。
3. 申告書の…の部分に疑義がありますので説明して下さい。
4. あなたの申告書には一部誤りがありますので、この部分を修正して申告して下さい。
5. 法定資料である…が未提出なので、××日までに提出して下さい。
6. あなたが提出された法定資料…には誤りが多いので、再度提出して下さい。
7. 事業概況書を提出して下さい。
8. 源泉所得税が未納ですが、未納額とその理由について回答して下さい。
9. 源泉所得税チェック表を送付します。点検してみてください。もし誤りを発見したときは速やかに是正して下さい。
10. 未納の源泉所得税を速やかに納付して下さい。
11. 帳簿を確認したいと思います。提出して下さい。
12. …の納税者の記帳はかなり問題があります。今後は…して下さい。

13. この文書に印紙を貼付されるのを忘れているようですね。貼付しておいて下さい。
14. この納税者とM商事の取引についての一覧表を作成して下さい。
15. 国外者と取引をされていますが、この国外者の保存する帳簿等の写しを見せてもらえますか。
16. やはり申告漏れがありますね。修正申告をお願いします。
17. …日に納税相談を行いますので、来署して下さい。
18. この申告書の記載はこうした方がよいと思いますし、この書類も添付した方がよいと思います。
19. これだと還付金が生じますね。還付申告書を提出して下さい。
20. この申告でいいかどうか確認したいので…の書類を見せて下さい。
21. この担保では延納は無理だと思いますので、他のものに代えてもらえませんか？
22. このままだと差し押さえ処分が行われますよ。どうですか、そろそろ納付されては。
23. 税理士に対して「あなたの関与先名簿を…日までに提出して下さい」
24. 税理士に対して「このような事をされていると懲戒の対象になりますよ。今後改めて下さい」
25. 税理士に対して「あなたの業務の2月間停止を命じます」

解答へのアプローチ

(1)行政指導の意義

行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(行政手続法第2条第6号)

例えば、修正申告の懲憑、記帳指導、納付の懲憑など、納税者の自発的な意思に基づき、協力があって、その内容が実現されるものである。従っ

て、調査結果等に基づく一定の事実の提示、法令の解釈、制度の仕組みの紹介、一般的な相談業務は通常行政指導には該当しない。

(2) 行政指導の一般原則

- ①所轄事務の範囲を逸脱してはならない。
- ②任意の協力が前提で強制力はない。
- ③行政指導に従わないことを理由に不利益な取扱いは禁止。

例えば、確定申告時などの来署依頼は行政指導に該当するが、納税者の協力があってはじめて実現する。納税者のスケジュールの都合で、来署できなくても、不利益な取扱いはされない。

(3) 行政指導の明確原則

- ①行政指導の趣旨、内容、責任者を明確に示す。

納税者は行政指導を受けた場合、指導に至ることになった理由、指導の内容、指導の責任者について、明らかにするよう義務づけられている。

行政指導の責任者は ○○税務署長

担当者は ○○ です。

(4) 適用除外となる行政指導

- ①国税通則法第74条の2第2項により適用除外行政指導に係る書面交付と複数対象者に対する指針の公表が適用除外。
- ②行政手続法により適用除外
 - ・ 国税犯則取締法に基づいて行なわれる行政指導
 - ・ 質問検査権の行使等情報の収集を直接の目的としてされる行政指導

例えば、「××万円が申告漏れとなっていますので、△△までに修正申告書を提出してください」といった修正申告の懲滯を例にとれば、行政指導に該当するのは、「△△までに修正申告書を提出してください」の部分であり、「××万円が申告漏れとなっています」の部分は調査結果に基づく否認事項の指摘であり、行政指導に該当しない。以上まとめると次のようになる。

税務行政指導の適用関係

区分 事項	行政手続法が 適用される 税務行政指導 (趣旨、内容、責任者の明示)	行政手続法が 適用されない 税務行政指導	区分 事項	行政手続法が 適用される 税務行政指導 (趣旨、内容、責任者の明示)	行政手続法が 適用されない 税務行政指導
税務調査等 (机上調査を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●呼び出し ●修正申告のしようよう ●期限後申告のしようよう ●記帳及び記帳保存指導 ●申告書の補完及び添付書類の補完・提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●調査資料の作成依頼 ●取引照会 ●申告内容の審理の際のお尋ね 	源泉所得税等 に係る指導	<ul style="list-style-type: none"> ●見直しの結果非違のある場合の納付のしようよう ●扶養控除等の是正、納付のしようよう 	
納税相談・ 税務相談	<ul style="list-style-type: none"> ●呼び出し ●相談・指導 ●期限内(修正・期限後)申告のしようよう 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係書類の提示(提出) 	文書提出	<ul style="list-style-type: none"> ●申告書の補完及び添付書類の補完・提出 ●届出書等の補完及び添付書類の補完・提出 	
集合指導 (各種説明等)	<ul style="list-style-type: none"> ●呼び出し ●適正な申告書作成等の指導 ●非違事項の自主的な是正の求め ●期限内(修正)申告のしようよう 		延納の許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ●担保の変更 	
源泉所得税等 に係る指導	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税チェック表を送付して自己監査のしようよう 		記帳・記帳保存等		<ul style="list-style-type: none"> ●帳簿・関係資料の提出
			資料情報		<ul style="list-style-type: none"> ●法定資料の提出のしようよう ●法定外資料の収集・提出依頼 ●家屋等の資金出所や代金の支払状況のお尋ね
			文書收受等		<ul style="list-style-type: none"> ●事業概況説明書等、申告書等に添付義務のない書類の提出依頼

税務オンブズマン エリザベス・フィルキン氏の来日に際して

納税者権利憲章対策委員会 委員長 益子良一

1. はじめに

本年10月13日に新潟で、日税連公開研究討論会が開催されるが、東京地方税理士会（以下、「東地会」という）の研究テーマは「税務行政手続の改革の課題」となっている。

このテーマを考察するには、納税者の権利についての研究を避けて通ることはできない。

そこで、「東地会」の調査研究部が中心となって、イギリスの税務オンブズマンであるアドジュディケーター（The Revenue Adjudicator＝苦情処理裁定者）のエリザベス・フィルキン女史を我が国へ招聘した。

そして5月15日からの日程で、「東地会」と東京税理士会さらに近畿税理士会の共催により、東京と大阪で講演会が開かれている。

2. 全国青年税理士連盟との係わり

1993年10月4日に、全国青年税理士連盟の欧州視察団は、イギリスで発足（1993年7月発足）したばかりのアドジュディケーターであるフィルキン女史と会談する機会を持つことができた。

このアドジュディケーターという制度は、行政型の税務オンブズマンであるが、税務署から独立した苦情処理機関として発足しており、その発足の理由として、「納税者権利憲章」がその根拠となっている。詳しくは、全国青税欧州視察団報告書「イギリスおよびスウェーデンの『税務オンブズマン』」（1993年）にまとめられているので、必要な会員は青税事務局で購入されたい。

さてその帰り際、フィルキン女史に「もし私達が貴官を日本に招待したら来てもらえるか」と尋ねたところ、「よろこんで訪日する」と言ってくれた。

私達はそれは外交辞令であろうと考えていた。

しかし、今回、その視察団に参加していた神奈川青年税理士クラブの長谷川博会員は、日税連の公開研究討論会を担当する「東地会」の調査研究部に属しており、担当するテーマとの関係から、フィルキン女史に訪日の是非について、コンタクトをとったところ、日程の調整さえつけば、訪日

しても良い旨の回答を得ることができた。そのような経緯のもとに、長谷川博会員のコーディネートにより、「東地会」の事業として、そして日税連の事業として、今回の訪日にいたっている。

フィルキン女史の訪日にあたって、日税連の対応や国税庁の対応の裏話については、関係者から聞いているがその報告はまたの機会に譲りたい。

3. 公式日程

フィルキン女史の公式日程を述べると次のようになる。

5月15日 東京地方税理士会表敬訪問

5月16日 国税庁、国税不服審判所および日本税理士会連合会表敬訪問
日本税務研究センターで学者との意見交換

5月17日 東京地方税理士会と東京税理士会共催による講演会

5月19日 近畿税理士会主催による講演会

4. 歓迎夕食会

5月16日の夜に、全国青年税理士連盟では1993年10月にアドジュディケーター・オフィスを訪問した欧州視察団を中心として、ウエルカム・ディナーを設営した。

その日のフィルキン女史の日程は、先に述べたように、国税庁の訪問や、学者との意見交換など多忙で、かなり疲れた様子であったが、後で聞いたところによると、全青税のウエルカム・ディナーが一番くつろいだとのことである。



フィルキン氏（中央）を囲む夕食会で
あいさつする岩田会長

私は歓迎の挨拶を、次のように述べている。

フィルキンさん、ようこそ日本へおいで下さいました。

私は、イギリスへ訪問したときの視察団の団長を務めておりました関係で、青年税理士を代表して一言歓迎のご挨拶を申し上げます。

私達日本の青年税理士の集まりである全国青年税理士連盟が、アドジュディケーターのフィルキンさんにお会いしたのは、1993年10月4日です。

日本では、残念ながらイギリスにあるような「納税者の権利憲章」はありませんので、アドジュディケーターのような制度也没有ありません。

しかし私達は、イギリスでみてきた「納税者権利憲章」に基づくアドジュディケーターの制度を報告書にまとめております。

そして納税者の権利を守るための一手段としてアドジュディケーター制度の我が国への導入を目指して、国会議員や行政機関そして学会や税理士会へと配布してアドジュディケーターの制度を知ってもらう努力をしております。

とくに税理士会や学会では、この報告書について高い評価を得ております。

今回、私達の仲間である長谷川博会員のコーディネートによって、我が国を訪問いただき非常に感謝しております。

イギリスの税務行政に対する苦情処理の実態をお知らせいただくとともに、ぜひ我が国の税務行政の実態を見ていただければ幸いです。

ご承知のように現在我が国は、サリン疑惑によるオウム事件で騒然としております。

しかし短い滞在の中で、ぜひ美しい日本の観光を楽しんでいただければと思います。

心から歓迎いたします。 1995. 5. 16

5. 講演を受けて

歳入庁アドジュディケーター「年次報告書」は「東地会」調査研究部より、1995年3月に和文訳が発行されている。

今回の講演録も、「東地会」より発行される予定である。

そこで講演された主な内容を述べると、①アドジュディケーター導入の経緯、②苦情の内容、③苦情処理の手続き及びアドジュディケーターの権限などについてである。

その講演の中でいくつか印象に残ったことは、

イギリスでも「納税者は無礼な調査態度と感ずけていても、調査官は普通の調査を行っていると感じていることもある」といったくだけたものである。

またアドジュディケーターの裁定により、納税者は補償を受けることがあるが、「納税者は補償を受けることが目的ではなくて、誤りを認め直してもらいたいこと、そして謝罪してもらいたいことを望んでいる。つまり内国歳入庁がサービスをかえることを望んでいる。不愉快な思いをした納税者が歩んできた道を、すべての人に歩んでもらいたくない」ともいっている。

さらに、「調査官の謝罪が礼儀正しく行われないと、かえって問題を悪化させる。よい謝罪の手紙は、内国歳入庁で回覧し、謝罪の質を高める」あるいは「内国歳入庁の使う専門用語は、納税者をしばしば困惑させる」等々、改善できる領域はたくさんあると講演で述べていた。

苦情の内容や納税者の気持ちは、まさに万国共通ではないだろうか。

我が国の不幸は、イギリスと違って、その苦情処理機関として、アドジュディケーターのような制度がない点である。

6. おわりに

アドジュディケーターと内国歳入庁の関係はきわめて良好な関係にあると述べていた。

我が国の場合、行政庁は、このような機関を煙たうと思うのが通例ではなからうか。

そこで私は後の質疑応答の時に、「良好な関係にあると聞いていたが、それはフィルキン氏の人の柄のせいか、あるいはシステムの問題か」と質問した。

それに対する回答は、「本人のキャラクターもある（笑いながら）が、スタッフの力が大きい。アドジュディケーターとして出した結論が双方で納得できる点にある。

内国歳入庁でも公共サービスの質を上げたいと考えている人もいる。会計士会もこの制度を利用している。」と述べていた。

講演を聞いて、まさに納税者の権利を守るためには、アドジュディケーターのような税務オンブズマン制度を我が国にも導入する必要があるということを感じた。

そのためにも、我が国でもイギリスにあるような「納税者憲章」の制度が必要であらう。

一年をふりかえって

会長 岩 田 俊 一

昨年の千葉大会において会長に就任して以来、あっという間に一年間が過ぎ去ってしまったような感じがする。優秀な仲間の理事に支えられ何とか一年が過ぎたが、私自身反省すべき事が多かったように思う。

さて、今年に入ってから1月17日の阪神大震災さらに一連のオウム関連事件と言った、とりわけ大きな事件が発生した。これらは私自身の生涯の中でも忘れることのできない事件に挙げられる。特に阪神大震災で被災を受けた会員・家族・職員の方々、さらに市民の皆様にはお見舞いを申し上げます。

さて、この一年間をふりかえってみると多くの問題を議題に挙げ、理事会において審議を重ね一応の解答を得て来た。主な内容としては次に掲げようなものである。

1. 札幌国税局管内での天下り問題

昨年札幌国税局管内で国税当局による上級国税職員の退職後の顧問先の斡旋が組織的に行なわれた。

我々全青税は、大会宣言でも述べているように権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りに対しては糾弾して行くことを確認しているので、直ちに国税庁長官と日税連宛に申込書を提出した。

2. KSKシステムについて

KSKシステムについては、現時点ではその導入に反対であり導入を阻止すべく昨年全国会へ陳情に行った。その主な理由としてはプライバシーの保護等のセーフガードの確立が必要であり、納税者番号につながるKSKシステムについては、このような法的整備が確立しておらずKSKシステムのみが一人歩きする恐れが生ずるからである。

3. 消費税率の引き上げ反対について

我々全青税は従来消費税の導入に反対してきた。すなわち、憲法で保障された応能負担の原則に反する消費税の税率引き上げについても当然反対すべく、理事会で承認を得国会陳情を昨年行った。残念ながら国会において、昨年消費税率の引き上げについては可決されたが、一応の行動を行ったのではないかと考える。

4. 日税連の会館取得問題について

一昨年から急浮上して来た日税連の会館取得問題については、当連盟は日税連の機構そのものを従来から問題にしており、その取得決議そのものに問題があるとし白紙撤回を求めて来た。

すなわち、日税連の会員は14の単位税理士会のみを会員としており、会館取得決議は一般税理士の総意を得ず行われたのである。少なくとも会館取得となれば決議の前に会館の青写真を一般税理士に示すべきであり、取得に伴う会費の値上げについても一般税理士の合意が必要であると考えた。

日税連が一方的に決議された事項について一般税理士が従わなければならないという日税連の機構上の様々な問題を念頭に置いて、平田日税連会長に「日税連会館取得問題に関する懇談会」の申し入れを行った。その結果、昨年11月11日に平田会長・近藤専務理事・森副会長と懇談することができた。我々の意見がどの程度伝わったかわからないが、日税連の機関誌「税理士界第1083号」に全国青税との懇談を行った旨の内容が掲載された事は大いに意義のあった懇談会であったと考える。

本年2月22日より一年間、会館取得に伴う会費値上げが凍結されたが、今後もこの会館取得については注視する必要があると思う。

5. 阪神大震災について

初めに述べたように、被災に会われた方々にお見舞いを申し上げます。

近畿青税の兵庫県支部の会員の皆様にあ否を問うべく、震災後直ちに電話連絡をしたが、不通の状態が続く、かえって迷惑になるといけないと考え、近畿青税6支部の支部長宛にお見舞いの電報を打つとともに義援金の募集を行った。

その後、震災に伴う税制上の緊急要望書を国税庁・日税連宛に提出した。都市型震災については多くの問題を山積みにして現在に至っている。我々は兵庫県支部の会員の声を真摯に受けとめ行動をして行くべきである。

その他、全青税が取り組んだ数々の問題がありますが、とりあえずこの一年間ありがとうございました。

〈全青税写真館〉

——いろいろなことがありました。——



青税ゴルフコンペ終了後の懇親会…ではなくて役員研修会 (No.104 参照) 後の懇親会の様子。
ちゃんと研修したこともお忘れなくネ。理事の皆さま。

ヨーロッパ視察団懇親会 (No.104参照) であいさつをする我妻事務局長。すでにすっかりでき上がっていて周囲も不安の目。



日税連会長との懇談会開始前 (No.105参照)。
オレはやるぜ！とゲキをとばす森谷総務部長 (後ろむき)。

最初で最後の編集後記

早いもので、もう任期最後の広報をお届けすることになってしまった。広報の仕事に携わるのは初めてで、不安いっぱいスタートであったが、案の定、この間大幅に発行予定がずれこむ等、岩田会長には迷惑のかけ通しであった。会長もさぞやご自分の人選を後悔されたことと思うが、もう少しの辛抱ですのご勘弁下さい。

とはいえ、結構1年間楽しんでやらせていただいた。人の顔みりゃ、何か原稿を頼めんものかと

考える条件反射が身につけてしまったし、顔も知らない人に平気で原稿の督促もできるようになってしまった。これからはきっと我が事務所の電話代もめっきり減ることだろう。

また、私の強引な依頼にもめげず、原稿執筆を快諾いただいた皆様には誌上をかりてお礼を申し上げます。

さて、これからダッシュで入稿だ。果たして大阪大会の前に発行できるのか？神様、仏様、月報社様、よろしく願います。

(広報部 木島記)